

明治中期における中学校作文教科書の文体

——『日用文鑑』改訂過程に着目して——

勸米良 祐 太

1. はじめに

本論文は、明治中期中学校作文教科書において規範となった文体の変化を明らかにすることをめざす。

明治20年代は、一般社会、教育界双方における文体が大きく変化した時期であった。山本(1965)は、明治20年代の一般社会における言文一致運動を以下のように時期区分している。

第2期 明治17(1884)年—明治22(1889)年……第一自覚期

第3期 明治23(1890)年—明治27(1894)年……停滞期

第4期 明治28(1895)年—明治32(1899)年……第二自覚期^①

山本によれば、この時期の言文一致運動は二葉亭四迷や山田美妙による言文一致小説の試み(第2期：第一自覚期)、尾崎紅葉による西鶴文体の再興(第3期：停滞期)、四迷・紅葉による言文一致小説の復活や正岡子規「ホトトギス」における写生文の試み(第4期：第二自覚期)に代表されるように、大きな紆余曲折をたどる。明治20年代は、近代文体発生の過程上、大きな変化がもたらされた時期であった。

このような中で、教育界における規範文体にも変化が生まれる。滑川(1977)によれば、明治30年前後には「文体の多様化現象」が起こるとともに、「漢作文系の文章体文範の権威が、相対的に下落傾向を持ち始め^②」た。そのうえで、従来は漢作文のみが規範的な文体として扱われていたのが、多用な文体が乱立し、それぞれの編者がそれぞれの立場から自らの文体の規範性を主張するようになったとする。しかしこの議論は、小学校・中学校・女学校などさまざまな学校種を一括して取り上げた議論である。大きな傾向としては上記のような傾向があったとしても、たとえば学校種が異なる小学校と中学校のあいだでは違った原理がはたらいっている可能性がある。中学校の作文教育史研究には野地(1998)があるが、これらは個々の教科書の内容分析を主としており、時代ごとの規範の考察を主眼としているわけではない。明治期の作文教育について詳細に理解するためには、中学校における規範の変遷についても考察する必要がある。

明治期中学校における文体の規範について示唆を得られるのは甲斐(2008)の研究である。甲斐は、明治20年代の中学校において、近世以前の文章だけではなく「同時代の言語表現(今文)も中学校の教科内容となるという国語観の時代的拡大^③」があったとする。つまり、明治19年尋常中学校ノ学科及其程度における国語及漢文科は近世以前の文章のみを規範としていたが、明治20年代後半からは同時代の今文も「国語」の範囲に含めるようになったという変化である。甲斐

はこれらの考察を、明治20年代の中学校読本を用いて行っている⁴⁾。甲斐はこの時代の中学校における読書科と作文科は多くの目的を共有していたことを前提とし⁴⁾、読書科における議論を国語及漢文科全体に敷衍している。しかしこれに加え、作文科そのものの考察を行うことで、より詳細に明治20年代における規範の変化を論じることができる。

上記の課題を明らかにするため、本論文では検定通過中学校作文教科書である小中村清矩、中村秋香編『日用文鑑』を取りあげる。『日用文鑑』を取りあげるのは、本書が明治20年代における唯一の検定通過中学校作文教科書である⁵⁾と同時に、明治17年（初版）、27年（増訂版）、32年（改正増訂版）と三度刊行されており、同時期の中学校作文教科書を通時的に検討することができるためである。なお版の改訂にあたっては、後述するように「文体」など形式面の問題が重要な観点となっている（2.1.参照）。『日用文鑑』に着目することは、当時の中学校作文教育における文体の規範の変化を明らかにすることにつながる。

編者の小中村・中村や『日用文鑑』を取りあげた先行研究には、前掲の山本（1965）および八木（2007）がある。山本は、小中村および中村が所属した「日本文章会」が和文を中心とした新たな普通文体を志向した点に一定の評価を施すものの、「その実績は、さして魅力的でなく、その反響もさして大きかったとはいえない」「日本文章会の意義は、結果から見て、新国文運動（引用者注：のちに落合直文らが展開する文体運動）の前奏曲的役割を果たしたものと見てよからう⁶⁾」と、消極的な評価を与える。しかしこれは、小説界・言論界を中心とした一般社会における文体の議論である。作文教育においてどのような文体を規範とするかについては、これとは異なる配慮が行われる可能性がある。一方の八木は、明治20年代後半の中学校作文教科書に、和漢混淆文を規範とするもの、『日用文鑑』のように和文を規範とするもの双方があり、かつ後者のみが検定を通過している点をもって「和漢混淆文だけではなく和文にも規範性を認める文章観は、当時の文部省にもあったのである⁷⁾」と述べる。本論文は、八木のこの指摘をふまえたうえで、さらに「和文」としての『日用文鑑』内部における規範の変遷を考察する。『日用文鑑』改訂の過程に「国語観の時代的拡大」が重なり、かつそのいずれもが検定を通過している以上、そこにはより詳細な「和文」の変化の内実を明らかにする余地があるためである。

以上のような経緯から、本論文のリサーチクエスションは、以下のように設定する。

○『日用文鑑』改訂過程における文体の規範はどのように変化しているのか。また、そのように中学校国語及漢文科の規範が変化した原因はなにか。

なお、本論文における「明治中期」とは『日用文鑑』の「増訂版」から「改正増訂版」への改訂が行われた明治27～32年をさす（これらの版に着目する根拠は2.1.で述べる）。また本論文における「文体」とは、樺島・寿岳（1965）が述べる「文章体」すなわち「漢文体、漢文訓読体、和文体、和漢混交文体、候文体、また言文一致体のような文章のスタイル⁸⁾」のことをさす。ここには、たとえば「漱石の文体」というような「ある作家、作品を別のものから区別して認識する」ための「[個体識別]に基づく文体⁹⁾」は含まない。なお現代の文体論においては、加藤・前田（1989）のように「文章の意味内容ではなく、その形式的な性質のなかで、文法的性質の総体を

除くものの総体⁽¹¹⁾」と定義し、文法事項を含めない定義もある。ただし、明治期の教科書編纂者がこのような細分化した定義によって「文体」を論じているかは不明である。そのため、ここでは文法事項も含めた概念として「文体」を扱う。

2. 『日用文鑑』における文体の変化

2.1. 分析の対象

今回対象とするのは、『日用文鑑』のうち明治27年の「増訂」版、および明治32年の「改正増訂」版である。初版も含めた書誌情報は以下のとおりである。

小中村清矩，中村秋香編（明治17）『日用文鑑』福田仙蔵

小中村清矩，中村秋香編（明治27）『増訂日用文鑑』青山清吉，福田仙蔵

小中村清矩，中村秋香編（明治32）『改正増訂日用文鑑』青山清吉

初版を分析の対象から外したのは、初版とそれ以降の版とでは根拠となる教科課程が異なること⁽¹²⁾、初版から増訂版にかけて採録教材の数が倍近く増加する（初版70編→増訂版133編）ことにより、直接の比較が困難だったこと⁽¹³⁾、また初版と増訂版において継続して掲載されている教材については表現の大きな異同がないことによる⁽¹⁴⁾。

対象とする教材は、書簡類をのぞいた教材のうち⁽¹⁵⁾、①増訂版から改正増訂版にかけて削除された教材、あるいは②増訂版から改正増訂版にかけて追加された教材とする。その一覧は以下のとおりである（表1）。

『日用文鑑』における教材の削除および追加にあたっては、内容面、形式面の双方が問題になったと考えられる。改正増訂版の刊行にあたって教材を削除した経緯について、編者は次のように述べる。

従前収むるもの、中に於て、或は少しく高尚に過ぐるもの、又は文体の稍今日に應ぜざるもの、類を除き（後略）（改正増訂版「緒言」）

ここから、教材を削除するにあたって（A）内容が「高尚に過ぐる」かどうかという点、および（B）「文体」が「今日に應」ずるかどうかという点が問題になったことがわかる。『日用文鑑』における教材の削除にあたっては、まさに「文体」という形式の問題が関わっている。

また教材を追加するにあたっては、次のような説明を行っている。

加ふるに現時の制度に允当せるもの、明治年代に成れるもの、内模範となすに足るべきもの、及び翻訳文にして、能く我が国文の法に適するもの等を以てし、更に名けて改正増訂日用文鑑といふ（同上）

ここから、教材を追加するにあっても、（a）「現時の制度⁽¹⁶⁾に允等」するかどうかという点、（b）「明治年代」の文章で「模範」たりうるかかどうかという点、および（c）「翻訳文」のうち「我が国文の法」に適するかどうかという点が問題になったことがわかる。『日用文鑑』教材の追加に

表1 削除された教材および追加された教材

【削除】 計14,295字				
番号	節	教材名	筆者	出典
(1)	31	塙保己一伝	中山信名	好古雜誌
(2)	34	宇治の龍燈	嚶々社某	嚶々筆語
(3)	36	大洲の大男	清水浜臣	遊京漫録
(4)	37	肥満	石原正明	年々隨筆
(5)	39	煙草	本居宣長	おもひ草
(6)	46	彰考別館記	安藤年山	年山紀聞
(7)	65	畠山重忠	伴高蹊	閑田文章
(8)	66	詩語	山本北山	作詩志毅
(9)	78	恥心	熊沢蕃山	集義和書
(10)	79	文章の盛衰を論ず	室鳩巢	駁台雜話
(11)	83	花の枝にたんざるつくる説	岡部真淵	文苑玉露
(12)	84	かちてかぶとの緒をしめよ	藤井高尚	浅瀬のしるべ
(13)	97	女の眉そり齒を染むる事	石原正明	年々隨筆
(14)	98	千金帖の解	沢田東江	東江書話
(15)	104	応唯の声	本居宣長	玉勝間
(16)	107	古事記の訓	石原正明	年々隨筆
(17)	109	山崎橋興廢の考	屋代輪池	山城名勝志
(18)	111	あさがほの考	小山田与清	擁書漫筆

【追加】 計7,682字				
番号	節	教材名	筆者	出典
(1)	28	徳川吉宗	成島東岳	有徳院御実記
(2)	29	仙台黄門政宗	成島東岳	大献院御実記附録
(3)	30	三浦為隆	成島東岳	有徳院御実記附録
(4)	31	古克斯畢	中村敬宇	西国立志編
(5)	38	大井川	林羅山	丙辰紀行
(6)	47	技芸教育新書の端出	井上梧陰	梧陰存稿
(7)	48	津田仙君の著書に題す	井上梧陰	梧陰存稿
(8)	49	袖の雫	成島柳北	柳北全集
(9)	74	抄録	吉田令世	声文私言
(10)	75	微を慎む	岡白駒	本与録
(11)	76	誠	荻生徂徠	護國談余
(12)	77	治民	紀平洲	嚶鳴館遺草
(13)	78	人民は法度の本	中村敬宇	西国立志編
(14)	79	國政は人民の光の返照	中村敬宇	西国立志編
(15)	80	志願する所のものは必ず得べし	中村敬宇	西国立志編
(16)	81	少時の敏鈍を以ては将来をトし難し	中村敬宇	西国立志編
(17)	110	海泥二鯽	榊原芳野	洋々社談

あたっても、「明治年代」の「模範」、および「国文の法」といった形式の問題が関わっている。以上のような経緯から、『日用文鑑』改訂のさい削除および追加された教材に着目することで、当時における文体の規範の変化を考察することが可能になると考えられる。

2.2. 分析の観点・方法

分析の観点としては、岡本（1980）が示した、明治期の助動詞の位相を示すデータを用いる。岡本は、明治期の小学校（尋常小学校、高等小学校）の国語（読書科と思われる）・地理・理科の教科書計72点を対象として、どの助動詞がどの程度の頻度で用いられるのかを調査している。

その結果、次のようなことが明らかになった。

- ・回想完了の助動詞「き」「けり」「つ」「ぬ」「たり」「り」を比較すると、「き」「たり」「り」はいずれの教科書でも多用される⁴⁷⁾。

- ・「けり」「つ」「ぬ」については国語の教科書では多用されるが、それに比べ地理⁽¹⁸⁾、理科⁽¹⁹⁾の教科書では用例がわずかになる。
- ・理科教科書において「き」「たり」「り」が用いられるのは「事実を正確客観的に記述する感情や情緒を交へない内容本位⁽²⁰⁾」の箇所であり、「けり」「つ」「ぬ」が用いられるのは「恰も国語教科書のやうな頗る抒情的な筆致⁽²¹⁾」の箇所である。
- ・通時的な変化を見ると、明治27年以降の理科教科書においては「けり」「つ」「ぬ」を用いる教科書がなくなる。ここから、理科教科書については「「けり・ぬ・つ」を用いるのは内容文体共に前近代的な教科書であり、「けり・ぬ・つ」を用いるなくなるのが近代教科書への蟬脱であった⁽²²⁾」とされる。
- ・一方、国語教科書では明治20年代においても「けり」「つ」「ぬ」の使用量が増加しており、「「けり・ぬ・つ」は国語教科書と密着した語である⁽²³⁾」とされる。またその中でも「けり」の使用が突出して多く、「とりわけ「けり」は国語と親近性がある⁽²⁴⁾」とされる。

ここから、「き」「たり」「り」は実用文風の「客観的」な助動詞とされていたとともに、「けり」「つ」「ぬ」は美文風の「抒情的」な助動詞とされていたことがわかる。また「抒情的」な助動詞の中でも、読書科では「けり」が多用されるといった位相があることがわかる。ここから、明治期において、どのような助動詞を多用するかが文章の位相を示す重要な一側面であったことがわかる。岡本は尋常小学校・高等小学校の読本を対象として考察を行っているが、同様の手法を中学校作文教科書にも用いることで、中学校作文教育における文体の規範の変化を分析することが可能になる。

分析方法としては、削除教材および追加教材における助動詞の出現数をカウントする方法をとる。まずすべての削除教材、追加教材をデジタルデータに活字化したあと、各助動詞（活用のバリエーションも含む）と同様の語が出現する箇所をデジタル検索し、マーキングした。そのうえで、目視により各助動詞に該当するものを数えた。さらに、削除教材と追加教材においては総文字数が異なるため、単純な出現数だけではなく300字あたりの各助動詞の出現数も計算した。「300字」という数値設定の根拠は、改正増訂版のページ設定が28字×11行（＝308字）となっており、300字あたりの出現数がおおむね1ページあたりの助動詞出現数を示すことによる。

なお、先に示したようにある教材が削除・追加される根拠としては、形式面の問題のほかに、内容面の問題も想定される。しかし、今回はすべての教材における助動詞の出現傾向の変化を分析した。『日用文鑑』編者は、ある教材を削除・追加するにあたって、それが内容面によるものか、形式面によるものか（あるいは両方によるものか）を個々に説明しているわけではない。内容面が根拠となって削除・追加された教材を抽出できない以上、すべての削除教材・追加教材を対象として分析を行わざるを得ない。これより以下の分析には、本来であれば形式面が問題とならない教材も含まれている可能性がある。なお、内容面による削除の原因として想定されるものには①漢詩・歴史などの高度な知識を要求した教材であったこと、②明治の時代にふさわしくないとされる用語・慣習が含まれた教材であったことが指摘できるが、ここではその可能性の指摘

にとどめる⁽²⁵⁾。

また、同一助動詞において複数の活用形が同形である場合も、個数は一括してカウントした。たとえば助動詞「つ」における未然形「て」と連用形「て」は区別せず、一括して「て」としてカウントした。今回は助動詞内の活用形の区別より、どの助動詞が多用されているかという種類の多寡が問題となるためである。

2.3. 分析の結果

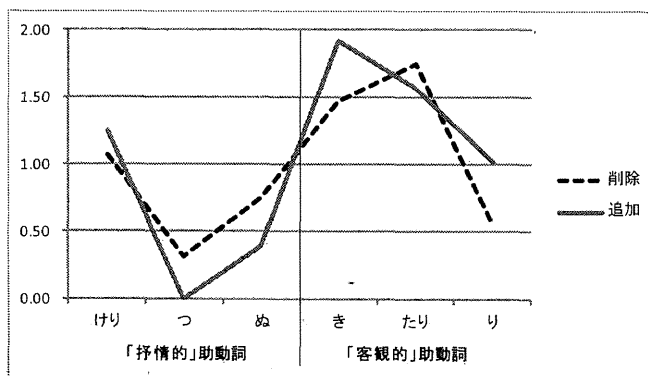
以上の対象，観点，方法により得られた結果を，表とグラフにして示す（表2およびグラフ）。

表2 削除および追加された教材における助動詞の出現傾向（実数）

＜削除教材＞ 計14,295字					＜追加教材＞ 計7,682字					
助動詞	活用形	実数	合計	割合	助動詞	活用形	実数	合計	割合	
「抒情的」助動詞	けり	(けら)	2	51	1.07	けり	(けら)	0	32	1.25
		(けり)	20				(けり)	9		
		(ける)	13				(ける)	11		
		(けれ)	16				(けれ)	12		
	つ	(て)	3	15	0.31	つ	(て)	0	0	0.00
		(つ)	3				(つ)	0		
		(つる)	9				(つる)	0		
		(つれ)	0				(つれ)	0		
	ぬ	(ぬ)	2	36	0.76	ぬ	(ぬ)	0	10	0.39
		(に)	11				(に)	0		
		(ぬ)	13				(ぬ)	8		
		(ぬる)	7				(ぬる)	0		
		(ぬれ)	2				(ぬれ)	2		
		(ぬ)	1				(ぬ)	0		
	「客観的」助動詞	き	(せ)	1	70	1.47	き	(せ)	0	49
(き)			13	(き)				1		
(し)			47	(し)				42		
(しか)			9	(しか)				6		
たり		(たら)	3	83	1.74	たり	(たら)	0	40	1.56
		(たり)	31				(たり)	13		
		(たる)	42				(たる)	22		
		(たれ)	7				(たれ)	5		
り		(ら)	0	26	0.55	り	(ら)	0	26	1.02
		(り)	14				(り)	18		
	(る)	12	(る)				8			
	(れ)	0	(れ)				0			
合計	—	—	281	5.9	合計	—	—	157	6.13	

※「割合」は300字あたりの各助動詞の出現数を示す。

グラフ 削除された教材および追加された教材



削除教材と追加教材を比較すると、次の4点が指摘できる。

- (1) 「抒情的」助動詞である「つ」については、追加教材ではまったく出現しなくなっている。また「ぬ」については、削除教材より追加教材の方がポイントを低下(0.79→0.39)させている。
- (2) 「抒情的」助動詞である「けり」については、削除教材より追加教材の方がポイントをやや上昇(1.07→1.25)させている。
- (3) 「客観的」助動詞である「き」「り」については、削除教材より追加教材の方がポイントを比較的大きく上昇(き：1.47→1.91, り：0.55→1.02)させている。
- (4) 「客観的」助動詞である「たり」については、削除教材より追加教材の方がポイントをやや低下(1.74→1.56)させている。

3. 明治中期における文体の変化の原因

前章の分析結果について、本章では考察を行う。以下、3.1.では前章で論じた分析結果の解釈について、3.2.ではそのような変化が起きた原因について論じる。

3.1. 「客観的」な助動詞への精選

前掲の岡本によれば、「けり」「つ」「ぬ」は読書科の教科書と深いつながりがある「抒情的」な助動詞である一方、「き」「たり」「り」は地理・理科の教科書と深いつながりがある「客観的」な助動詞であった。また「抒情的」な助動詞の中でも、「けり」は特に国語教科書において多くの用例が見られ続けるということであった。これを見ると、(1)「つ」「ぬ」の減少、および(2)「けり」の微増については、「抒情的」助動詞の中でも、「つ」「ぬ」の使用が減る一方、読書科と親和性の高い「けり」が多用され続けた動きとして理解が可能である。「抒情的」助動詞の使用が「けり」に精選されていく動きは、中学校作文科においても見られる現象なのである。

一方(3)「き」「り」の増加は、先行研究において論じられていない。回想完了の助動詞は普遍的に必要とされる助動詞であり、増訂版にしる改正増訂版にしる、変わらず必要とされたことが想定される。実際に、今回観点とした6つの助動詞全体の出現率は、削除教材・追加教材のあいだで大きな差がない(削除：5.9ポイント、追加：6.13ポイント)。回想完了の助動詞全体の使用量が大きく変わらないにもかかわらず、「き」「り」がこれ以上に使用量を大きく増加させたところ(き：1.47→1.91, り：0.55→1.02)から、他の回想完了の助動詞に代わって、「き」「り」が多用されるようになったことが想定される。つまり、明治20年代の中学校作文教科書は「抒情的」な助動詞の使用をおさえ、「客観的」な助動詞を使用するようになるという精選の流れを指摘できる。

これは、表1に示した各教材の出典を見ることから推測できる。削除教材においては、本居宣長や石原正明に代表される国学者の教材が多く採録されている。一方、追加教材においてはサミュエル・スマイルズ著、中村敬字訳(明治4)『西国立志編』を出典とする教材が複数採録されている。実際に『西国立志編』を出典とする追加教材(4)(13)(14)(15)(16)における助動詞の使用状況をカウントすると、「けり」3、「つ」0、「ぬ」0、「き」7、「たり」8、「り」11となっており、「客観的」助動詞である「き」「たり」「り」を重視する傾向が明らかである。この『西

『西国立志編』を出典とする教材(4)「舌克斯畢」を全文引用する(下線,ゴシックは引用者)。

英国詞曲の名家なる舌克斯畢は、元来如何なる種族より出でしか、その説種々にして定まらず、然れども、卑賤より發達したることは疑なし、その父は屠者、及び牧人にして、舌克斯畢は幼時獸毛を梳するを業とせり、或は曰く舌氏始め郷塾に在りて助教たりしが、後に或る人家の書弁となれり、舌氏は、凡そ有らゆる人類の事を知りたれば、人間万類の撮要録(人間万類の事を一身に蔵したるゆゑに、かく比象していふ)と名くるも可なり、その舟人の諺語を用ふる事切当にして、謬らざるがゆゑに或は舌氏は必ず水手たりしことあるべしといへり、その著書中に、伝法師の事の委曲を尽したれば、舌氏は必ず牧師の書班たりしことあるべしと、考論するものあり、又その馬の皮肉を能く分別定断したれば或は、馬商なりとも云へり、然るに、舌氏は儘に優人なりしなり、その年時を送る間、平生試験觀察に由て得たる学識を、尽く戯曲に顕はせり、蓋し舌氏は深沈なる書生にして、勉強して業をせせる人なることは疑なし、その著すところの書、人心を感ぜしめ、我英人の品行を作り成すの益あり、今日に至て盛に世に重ぜらる、

このように、『西国立志編』を出典とする教材は「き(し)」「たり(たる,たれ)」「り」を多用する傾向が明らかである。『西国立志編』は、教材を追加した観点のうち(C)「翻訳文にして、能く我が国文の法に適するもの」に該当する教材であると思われる。国学的な出典のみでなく西洋的な出典も「国文の法に適する」とされ採録された結果、助動詞の位相も変化したことが推測される。

なお(4)「たり」が微減した理由は、今回のデータからは十分に明らかにできない。岡本において「客観的」助動詞に位置づけられていた「たり」も、他の「客観的」助動詞と同様、出現数を増やすことが期待される。しかし「たり」のみはこの傾向に合致しない。これは岡本の考察とは異なる結果である。しかし他の助動詞がいずれも同じ傾向を示すこと、また微減したあとの「たり」も1.56ポイントと相対的に高いポイントを示すところから、本論文の結論には大きな影響を与えないと判断する。

3.2. 中心編者の交代および「尋常中学校国語科の要領」

前節で述べたような位相の変化が起きた原因として想定されるのが、改訂過程における中心編者の交代である。2.1.で示したように、『日用文鑑』の編者は、どの版でもつねに小中村清矩・中村秋香の両者が名を連ねる。しかし実際には、増訂版刊行後の明治28年に小中村が死去している。これにより、改正増訂版の改訂作業は、中村が主導して行ったことが推測される。

一方、これ以前の初版および増訂版の編纂には、小中村の影響が大きかったことが推測される。『日用文鑑』の編纂当時、小中村清矩は東京大学教授を務めているのに対し⁽²⁶⁾、中村秋香は文部省(明治12~)、東京女子師範学校(明治23~)、第一高等中学校(明治24~)に勤務しており⁽²⁷⁾、社会的評価の面では小中村に分がある。また、初版では編纂の方針など理念的な内容を述べる「緒言」を小中村、記号や注釈の見方といった「凡例」を中村が担当している。この点からも、初

版の編纂にあたっては、小中村が主導する役割を担っていた可能性が高いと判断できる。増訂版の編纂については、刊行前年の明治26年から小中村が貴族院議員となったため同様の影響力をもっていたかは不明であるが、増訂版刊行にあたって新たに書かれた「緒言」も小中村の署名になっており、一定の影響をもっていたことが伺える。

そこで問題となるのは、小中村清矩の作文教育観である。小中村は、明治期の作文教育における規範について、「元来作文の旨趣は、各自の思想を吐露し、事物情態を記述するを以て、社会の枢要とすれば、其枢要なる通行文を、多く書しめ、点削^{〔点削〕}を施して練磨さする目的なり、かくいふは、所謂擬古文なる者は、今の世に、是をもて日用常行とし難きにより、されば文は、時世に従て変ずるものなり^{〔28〕}」と述べる。ここで小中村は、「文は、時世に従て変ずる」ものであることを認め、もはや作文の規範は「擬古文」ではなく「通行文」におくべきだとする。これは前述の「日本文章会」における和文新文体確立の構想と相通ずる内容であり、文体の規範の基準を伝統性より通用性においていることが指摘できる。

その一方で、小中村は「古文」を指導する意義についても次のように述べる。

然れども此古文体は、気発もあり、余韻もありて、通行文には書き取れぬ事をも、上手の文には能くする者なれば、(中略)通行文の稽古にも、先づ是より入らざれば、文法に違はず、流暢に書き難き事、前にいへるがごとし、されば古文を学ぶは、今日の文を書くべき階梯なりと思ふべし、現今国文の科目に、竹取物語、土佐日記、徒然草等の書あるは、此の故なり^{〔29〕}

ここで小中村は、最終的に習得すべき文体が「通用文」であることは認めつつも、「気発」「余韻」といったことを実践できるようになるためには、「古文」の学習が不可欠であるとする。そのため小中村は、「古文」を「通用文」の「階梯」として位置づける。この「古文」を「通用文」の「階梯」に位置づける発想は、当時の和学者に通底する教育観である^{〔30〕}。このような「古文」における「気発」「余韻」を重視した結果、『日用文鑑』初版および増訂版には、従来の読書科に通じる「抒情的」助動詞が多く含まれたのだと推測される。

一方、改正増訂版の編纂を主導した中村秋香が、作文教育観について語った史料は管見のかぎり見つかっていない。しかし増訂版刊行(明治27)、および小中村の死去(明治28)前後は、国語科における規範が大きく揺れ動いた時期である。1.で論じた甲斐(2008)が述べる「国語観の時代的拡大」は、明治27年に発表された「尋常中学校国語科の要領」を一つの根拠としている。この「尋常中学校国語科の要領」作成には、高津鎌三郎、小中村義象ら、のちの中学校教授要目(明治35)作成に関わった人物が名を連ねており、教育界に大きな影響を与えたことが予想される。この「尋常中学校国語科の要領」において、国語及漢文科の規範は「国語に古今の差あり古事記祝詞宣命の文は上古の国語なり 土佐日記徒然草等の文は中古の国語なり 貝原新井等の文は近世の国語なり 今日法令書簡新聞の論説記事等の文は今日の国語なり 国語の範囲はかくのごとく広げけれども中学校にては主として近世以下の国語を講習せしめ進んで中古の国語に及

ぼしむ⁽³¹⁾』とされる。このように、「国語の範囲」に「今日の国語」が含まれるようになった結果、明治27年以降に刊行された中学校読本には、いずれも今文がとられるようになる⁽³²⁾。この国語科における規範の変容が、『日用文鑑』改正増訂版における「明治年代」の「模範」の重視、あるいは同時代における「翻訳文」の重視につながったのだと思われる。

前掲の山本（1965）では、小中村および中村はまとめて「日本文章会」で和文体を推進した人物として位置づけられていた。しかし中学校用作文教科書を見ると、作文教育において規範とした文体には違いがあることがわかる。また甲斐（2008）では、今文も中学校国語及漢文科の規範となりうるという規範の「拡大」が指摘されていた。しかし中学校作文教科書においては、「抒情的」文体から「客観的」文体へという規範の「精選」まで指摘できるのである。

このように、『日用文鑑』改正増訂版は、中心となる編者の交代、および「尋常中学校国語科の要領」に代表される規範の変容などが重なった結果、規範とする文体を精選させたのだと考えられる。

4. おわりに

本論文は、小中村清矩、中村秋香編『日用文鑑』の改訂過程を分析することで、明治中期における中学校作文教科書の文体の変化について論じてきた。『日用文鑑』の明治27年増訂版から明治32年改正増訂版にかけて削除・追加された教材を分析した結果、「つ」「ぬ」など「抒情的」助動詞が減少する一方、「き」「り」といった「客観的」助動詞が増加するなど、使用する助動詞を精選する傾向が見られた。これは、(1)「古文」を「通用文」のための「階梯」としてとらえる小中村清矩から中心となる編者が交代したため、および(2)今文も国語科の規範となりうるという「尋常中学校国語科の要領」が発表され、国語科の規範が変容したためであると考えられる。以上の結果から、中学校作文科においては、前掲の甲斐が指摘した「国語観の時代的拡大」が同様に見られるのみならず、規範となる文体の精選まで行われている可能性を指摘できた。

それでは、以上のような変化は、この後の中学校作文教育にどのような影響を与えたのだろうか。勘米良（2015）は、明治35年中学校教授要目下の作文教科書において、文法事項などの取り扱いが減少し、構想のまとめ方などの内容が増加していることを明らかにしている。そしてその原因が、「国語観の時代的拡大」により文法・文体などを指導するコストが減少した結果、代わりに教えるべき作文科固有の内容とは何かという問い直し（「作文科の独立」）が起きたことに求める。これにより、明治35年要目における「文法及作文」という領域設定は困難をきたし、わずか一度の改正で「文法」と「作文」が分離されることとなったのである。

この考察と本論文の議論を合わせて見れば、「作文科の独立」の一因となった文体の簡略化は、明治20年代後半からすでに見られることがわかる。中学校教授要目の制定を待つことなく、「国語観の時代的拡大」により、作文科の規範はその位相を変化させていたのである。本論文の検討結果は、明治35年中学校教授要目下における「作文科の独立」および「文法及作文」という領域設定の困難さの布石として理解すべき内容である。

参考文献（参考文献は西暦，歴史史料は元号で刊行年を示した）

「尋常中学校国語科の要領」『大日本教育会雑誌』150，大日本教育会，pp. 20-22，明治27

岡本勲（1980）「明治文語の助動詞の位相」『中京大学文学部紀要』15（2），中京大学文学部，pp. 53-98

甲斐雄一郎（2008）『国語科の成立』東洋館出版

加藤周一・前田愛（1989）『日本近代思想体系16 文体』岩波書店

樺島忠雄・寿岳章子（1965）『文体の科学』綜芸社

勘米良祐太（2015）「1902（明治35）年中学校教授要目告示による作文に関する教育内容の変化
—友田宜剛の教科書を手がかりに—」『読書科学』56（3・4），日本読書学会，pp. 101-112

国立国会図書館（2013a）「近代日本人の肖像 小中村清矩」

<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/423.html>（2016.06.28 最終アクセス）

国立国会図書館（2013b）「近代日本人の肖像 中村秋香」

<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/153.html>（2016.06.28 最終アクセス）

小中村清矩（明治30）『陽春廬雜考』吉川半七

滑川道夫（1977）『日本作文綴方教育史 1 明治篇』国土社

日本近代文学館・小田切進編（1977）『日本近代文学大事典』

野地潤家（1998）『野地潤家著作選集8 中等作文教育史研究 I』明治図書

森田真吾（2004）「明治20年代における「和文」を規範的文体とした文法教課書の検討」『筑波教育学研究』2，筑波大学教育学会，pp. 71-86

八木雄一郎（2007）「中学校教授要目の成立過程における文章観」『日本語と日本文学』45，筑波大学国語国文学会（現：筑波大学日本語日本文学会），pp. 19-30

山本正秀（1965）『近代文体発生の史的研究』岩波書店

注

（1）山本（1965），p. 33。

（2）滑川（1977），p. 202。

（3）甲斐（2008），pp. 251-252。

（4）同上，pp. 252-254。

（5）甲斐は，明治14年中学校教則大綱下において作文用の教科書として認可されていた『日用文鑑』が，明治19年尋常中学校ノ学科及程度においては読書用の教科書として検定を通過している点を指摘する。そのうえで，明治14年の和漢文科と明治19年の国語及漢文科の間に「教育目標・内容の根本的な変更がない」（p. 133）とともに，読書科と作文科においても「近世・中世の「雅馴ノ文章」の文体や文法に習熟すること」が「共通の課題」であったと位置づける（p. 134）。

（6）明治32年までに検定を通過した中学校作文教科書としては，ほかに稲垣千穎（明治15）『本

朝文範』を数えるのみである。

- (7) 山本 (1965), p.751。
- (8) 八木 (2007), p. 26。
- (9) 樺島・寿岳 (1965), p. 9。
- (10) 同上, p. 14。
- (11) 加藤・前田 (1989), p. 449。
- (12) 初版は中学校教則大綱 (明治14) 下における検定教科書, 増訂版および改正増訂版は尋常中学校ノ学科及其程度 (明治19) 下における検定教科書である。
- (13) 採録数を急増させた経緯について, 編者は以下のように説明する。「初刻の日用文鑑は, 篇数寡少にして現今中等教育の国語課程に適せず, 且国文全体の形勢の如きも, 今日に在ては, 大に当時と異なる所あればなり」(「増訂版」凡例)。「現今中等教育の国語課程に適せず」とは, 明治27年に改正された「中学校ノ学科及其程度」が, 国語の週あたり時間数を20時間から35時間へと急増させたことを指すのだと思われる。
- (14) 今回対象とした教材のうち, 初版と増訂版双方に掲載された教材における過去回想の助動詞の異同は, 削除教材 (1)「塙保己一伝」における次の4か所にとどまる。(1)「序を進むる料とすべしとて出したびたれば (増訂版: 出したびければ)」(2)「遍く校正して功なりにたれば (増訂版: なりにければ)」(3)「容易く奇書を見る事を得しは (増訂版: 得るは)」(4)「講談所を此に移したつ (増訂版: 移したり)」。しかしこれはいずれも文体の変化というより, 活字化の際のテキスト解釈の問題と考えられる。実際に, (1)~(3)は「文中脱字ならんとおぼしき処」(初版「凡例」上, 六オ)として, 初版の時点では「けれカ」「るカ」などの注釈がほどこされている。そしてテキスト解釈の変化から, 改訂にあたってこれらの箇所の変換を改めたのだと思われる。そのため本論文は, この結果は本文の議論と矛盾しない結果であると解釈する。
- (15) 『日用文鑑』は, 文章のジャンルを「記事類」「論説類」「解釈類」「書簡類」の4つに大別している。このうち「書簡類」は, 候文体の習得など他のジャンルとは異なる教育目的があったことが想定される。そのため, 今回は分析の対象に含めなかった。
- (16) 「現時の制度」が何を指すかは不明であるが, ここでは内容の同時代に対する適切性を指すと解釈する。
- (17) 岡本 (1980), p. 56。
- (18) 同上。
- (19) 同上, pp. 58-59。
- (20) 同上, p. 60。
- (21) 同上, p. 61。
- (22) 同上, p. 63。
- (23) 同上。

- (24) 同上, p. 63。
- (25) ①漢詩・歴史の知識を要求した教材には, (18)「あさがほ考」がある。この教材の内容理解には「万葉集十の巻詠花歌に云々, 夫木抄秋部二槿花の條頭朝卿歌に云々, 類題和歌集十の巻秋部一後柏原院御製に云々, などよみたるは木槿なり」(下, 四四ウ)と, 日本語史にかかわる各種文献の知識を必要とする。そのため学習上不適切であると判断された可能性が指摘できる。一方, ②明治の時代にふさわしくないとされる用語・慣習を含む教材としては, 身分差別的な表現があらわれる (3)「大洲の大男」, 女性のお歯黒について論じた (13)「女の眉そり歯を染むる事」などがある。なお, これらの削除が行われた原因 (とくに①の原因) としては, 同編者が刊行を期していた『中古文鑑』(明治28)が検定を通過しなかったことが関わっていると思われる。『中古文鑑』は、『日用文鑑』には含まれなかった中世・中古のテキストを掲載した教科書である。編者自身、『日用文鑑』増訂版において「本書は中等教育国語科の初, 凡二年間に於て之を読ましめ, これに次ぐに中古文鑑なるものを以てすべき目的にて編叙せるものなり(後略)」(凡例)と述べる。さらに, 改正増訂版においても「唯増訂日用文鑑に於ては, 稍高雅なるものをも交へ」(凡例)たと述べており, 増訂版が『中古文鑑』への接続を意識して編纂されたことが明らかである。しかし編者の意に反し, 『中古文鑑』は検定不通過となってしまった。そのため, 改正増訂版においては「稍高雅なる」内容が不要と判断され, 削除されたのだと思われる。
- (26) 国立国会図書館 (2013a)。
- (27) 国立国会図書館 (2013b)。
- (28) 小中村 (明治30) 巻8, p. 30。
- (29) 同上。
- (30) 森田 (2004) は, 検定通過文法教科書『中等教科日本文典』の編者である落合直文の論考を取りあげ, 当時の和学者のあいだに「和文や和歌に示されているのが「正しい」語格・文法であり, それによって現代の文章を律していく必要があると考えていた」(p. 80)と述べる。「現代の文章」を適切に書き表すために「和文や和歌」への習熟を求める教育観は, 当時の和学者に共通する教育観なのである。
- (31) 大日本教育会雑誌 (明治27), p. 21。
- (32) 甲斐 (2008), pp. 252-253。